

大学院法学政治学研究科・法学部の藤田友敬教授が、2024年11月3日の褒章発令により、紫綬褒章を受章されました。

藤田教授のこの度の受章は、国内にとどまらず国際的なルール形成に影響を与える研究成果を継続的に公表されると共に、経済学など法学に隣接する他分野の知見を法学研究に応用する新たな研究手法を確立し、商法学の発展に多大な貢献をされてきたことが高く評価されたものです。



藤田教授は、経済理論の法学研究への応用という新しい研究手法の導入と確立に積極的に取り組み、その後の法学研究及び立法作業に大きな影響を与えました。その中でも特に会社法の意義・機能を経済学のツールを用いて分析する（会社法の経済分析）という手法の確立に尽力されました。また、藤田教授は、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）におけるロッテルダム・ルールズ（2008年12月に国際連合第63回総会において採択された「全部又は一部が海上運送による国際海上物品運送契約に関する国際連合条約」）の起草作業をはじめとして、万国海法会（CMI）、国際海事機関（IMO）、国際油濁補償基金（IOPCF）などの国際機関におけるルール形成や運用に継続的に関与するだけでなく、関連する研究業績を積極的に公表されました。このような国際的なルール形成における豊富な経験を活かして、藤田教授はわが国の商法（運送法・海商法）の改正においても主導的な役割を果たされました。

さらに、藤田教授は、日本私法学会理事・理事長、日本海法学会理事・理事長、日本空法学会理事、公益財団法人日本海法会理事・副理事長を務め、学会運営の重責を担うことによって、わが国の学界の発展に寄与されました。

このように、藤田教授はわが国の商法学の分野全般にわたって立法・行政に尽くすのみならず、国際的なルールの形成におけるわが国の地位の向上にも貢献され、その功績はまことに顕著なものです。藤田教授のこの度のご受章を心よりお祝い申し上げますと共に、教授のご健勝と今後益々のご活躍を祈念いたします。

（大学院法学政治学研究科・法学部 加藤貴仁 松井智予）